

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う 決算に係る諸手続について

2020.4.22

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、決算についてのお問い合わせを多く受けております。

今回の場合、計算書類の作成、監事監査、決算理事会、定時評議員会といった一連の決算に関わる手続が6月末にやむを得ず間に合わないことがあるかと思えます。

その場合は、支障が無くなり次第、速やかに開催することとしても構いません。

期限については、今後の状況が予測できない中で現段階ではお答えできないため、法人で開催できると判断した時で構いません。国等から示しがあった場合は、お知らせいたします。

○ 決算に係る具体的な対応例 ○

・監事監査が通常通り実施できない場合

- 1、時期を遅らせ、実地にて開催できると判断でき次第、速やかに実施
- 2、書類を送付する等、簡易的に実施。その後、実地にて開催できると判断でき次第、送付できなかった書類等について実施。

・決算理事会・定時評議員会が通常通り開催できない場合

- 1、書面にて開催（詳細は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う理事会・評議員会の開催について①参照）
- 2、テレビ会議にて開催（詳細は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う理事会・評議員会の開催について②参照）
- 3、時期を遅らせ、実地にて開催できると判断でき次第、速やかに開催

決算に限らず、法人運営に関わる諸手続きについて、新型コロナウイルス感染症対応により遅延等が生じてしまっている場合も、やむを得ないと考えています。これらの手続は、事態が収束してからで構いませんので、まずは利用者や職員、役員等の安全を第一に考えてください。今回については、諸手続が遅れていても、事態が収束次第速やかに行っていれば、実地指導での指摘の対象にはなりません。

通常と異なる対応をする場合は、評議員、理事、監事、利用者など多くの関係者に丁寧に説明をし、理解を得ながら進めるようにして下さい。

この情報は4月22日時点のものです。変更等がある場合は、お知らせいたします。